

労働者協同組合の情勢について

2012. 1. 26

協同総合研究所 岡安喜三郎

D'où venons-nous ? Que sommes-nous ? Où allons-nous ?

1. 概要（パンフ「協同労働の協同組合 2012」参照）

連合会：日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会

英文表記 “Japan Workers' Co-operative Union (JWCU)”

会 員：加盟団体 62 団体

ICA：加入（1992年）。JJCには1999年に加入。

ICAの専門委員会 CICOPA に所属

組合員：49,205人、就労組合員 11,867人（2010.3.31現在、パンフ p.4）

事業高：270億370万円（パンフ p.4）

主な事業内容（高齢者福祉、就労支援、子育て支援、建物総合管理、食・農・環境関連、協同組合間提携）

根拠法：無し（旧 G8 では日本だけ無い、法制定運動中）

原 則：ICA 原則に加えて、労協の「定義、使命、原則」を制定（2002年）
パンフ p.2

2. 協同労働運動の歩み

○ 協同労働運動の歩み（パンフ p.12）

1970年代：各地で失業者・中高年の仕事づくりの「事業団」誕生
西宮、北九州等々、36に→1979年「全国協議会」結成へ

1980年代：労働者が事業・経営することの意味を問う

1980年、ICAモスクワ大会「レイドロー報告」

1983年、イタリアに調査団。

1986年に労協組織への発展を決定。

1990年代：「労働者協同組合」の自己規定。その社会的意味を問う

2000年代：「協同労働の協同組合」規定と協同労働の広がり

○ 協同労働運動は組織原則確認の歩みでもある

1979年：「中高年雇用・福祉事業団全国協議会」の結成

成功要因の一つ

他は？

勿論、「機を見て敏なり」

- 「事業団7つの原則」
- 1986年：協議会から連合会へ。労協への組織発展を決定
 - 「新7つの原則（改訂版）」
- 1992年：ICA加入
 - 「労働者協同組合7つの原則」
- 2000年：介護保険スタート、市民会議発足
 - 2002年「協同労働の協同組合の定義、使命、指針」

3. 三つの協同について

- 「出資、経営、労働」の三位一体
 - ★ 「全組合員経営」実現への追求。
 - ★ 組合員と組合とのトレードにおける「相互扶助」条件
 - 生産物やサービスを組合員に提供する
 - 生産物を組合員から購入する
 - 労務の提供を組合員から受ける

- 「働く者どうしの協同、利用者との協同、地域との協同」三つの協同
 - ★ 事業において「顧客満足型」評価基準は採用しない。利用者とともにより良き製品・サービスを創っていくという姿勢と立場。
 - “Conductive Products”、“Co-Production”に共通するものがある
 - 「新しい公共」（指定管理者制度）のあり方へのチャレンジ
 - 要するにマルチステークホルダー型が、地域の活性化には必須
 - ★ その根本に座る哲学：「労働者は成長する」

- 協同労働・三つの協同のインパクト
 - ★ 障害者就労と就労支援
 - 障害者も出資し、組合員となることへの親御さんの感動
「豆の樹」の場合、養護学校（生徒、親、教員）ヘルパー講座、就労継続移行支援事業所事業
 - 若者自立塾、労協の場合：地元住民の参加、演劇発表会、菜の花プロジェクト。
 - ★ 指定管理（委託）における利用者の参加
 - 運営委員会、運営協議会
 - 利用者が行政に「談判」
 - ★ 「公共施設」の位置づけ、「主体づくりとまちづくりの拠点」へ
 - 児童館：遊ぶ場なのか、子育てのまちづくりの拠点なのか

- 弁当を持ってこない子供たち
- 老人福祉センター：カラオケ？、利用者が主体となり地域をつくる力にする
 - ☆ 「支えられる存在から、支える存在へ」

4. おわりに

○ 「協同労働の協同組合法」の制定

○ COCOPA の最近の活動

「社会的協同組合の世界的基準：最終版」の承認
社会的協同組合基準は ICA 理事会に提出され、今年（2002 年）のマンチエスターでの ICA 総会で議論される予定。

○ 映画「人生ここにあり」

イタリア映画「人生ここにあり」（原題”Si può fare”）は、2008 年にイタリアでヒットし注目されたもので、精神障がいの人たちが差別や偏見を克服しながら仲間とともに仕事起こしで成功し、人生を取り戻していく実話がベースです。人間讃歌、まさに「人生ここにあり」です。それを実現した組織は労働者協同組合という協同組合です。

この映画の背景には、1978 年に制定された「バザーリア法（精神科病院廃止法）」という法律があります。精神科医師フランコ・バザーリアとそのチームは、「自由こそ治療だ」との信念を持って病院廃絶の意味を説き法制定に奔走しました。それから 5 年、この映画の時代、当初各地域で発足したアソシエーション（NPO と同じ）や共同生活組織も生活者の収入確保の必要性から協同組合を選択し、共同生活組織に必要な革新を試みていました。

映画には、労働者協同組合の運営の原点が、随所に出てきます。何かあれば画板を立て、その前で組合員会議（働く人全員の会議）、そして自分たちの仕事と未来を自分たちで決めていきます。会議でリーダーが発する言葉が「シ・プオ・ファーレ」（”Si può fare”、「大丈夫、できます」）、この映画の原題です。医者「できっこない、だめだ」を超えていきます。途中、悲しみに直面しながらも最後にその医者は協同組合の治癒の効果を認めることとなります

この映画の時代から 8 年後、様々な困難を克服して 1991 年に障がい者

と健常者が、同じ組合員の権利と義務を持って一緒に働いて収入を得る「社会的協同組合」の法律が制定されます。世界で初めての協同組合制度でした。その後ヨーロッパ各国に広がります。そしてヨーロッパ型社会的企業が出現することになりました。

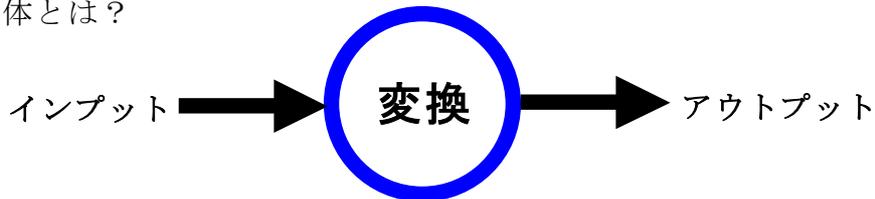
振り返って日本では？

旧G8では日本にだけワーカーズコープの法律がなく、社会的協同組合も形成できません。現在、法制定の運動中です（「協同労働の協同組合法」の名称）。障がい者だけではなく、失業者などさまざまに就労困難を抱えている人たちが主体的に働くことのできる協同組合制度です。そういう点で、当面する東日本大震災被災地復興にも有効な法制度なのだということに注目して戴きたいと思います。

了

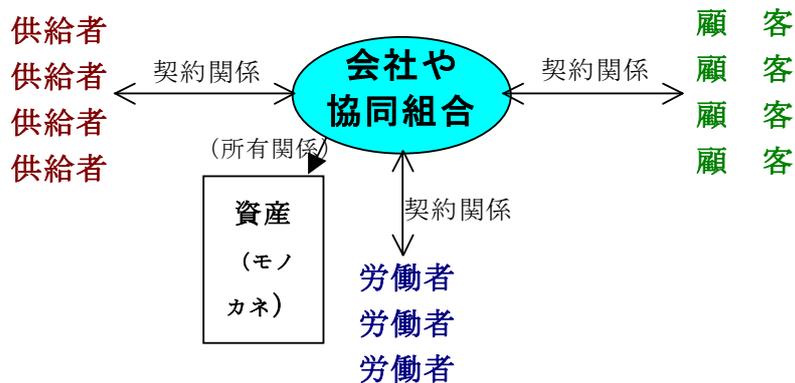
<補論>

1. 事業体とは？



2. 「株式会社の契約関係」と協同組合

(誰が事業体をコントロールするのか、即ち誰が出資者か)



(参考：リーディングス日本の企業システム第Ⅱ期第2巻企業とガバナンス、有斐閣 2005年)

終

欧州「協同労働の協同組合」の事情（欧州労協事情）

「協同労働法」制定市民会議事務局（文責 岡安喜三郎）

1. 欧州全般

CECOP（注）の調査では、EU内18カ国に会員が存在し、6万組合、130万人の労働者が就労している。

分野別内訳は、	サービス	38%
	製造、工芸	33%
	建設	14%
	社会福祉	13%
	教育・文化	2%

（注）CECOP：「欧州労働者協同組合・社会的協同組合・労働者参加型企業総連合会」の略称、労協連合会も加入。組合数、労働者数は2008年発行のペーパーから、分野別内訳は2003年のCECOPホームページから。

（生協、農協、労協など全協同組合は26万7,000組合、540万人の就労者、1億6,300組合員）

2. イタリア

(2-1) 社会的協同組合

「コミュニティの一般利益を実現する」（法第1条）ためのイタリア社会的協同組合は、イタリア全国統計局（ISTAT）の調査によれば、2005年末現在、7,363組合あり、244,000人が有償で、34,000人がボランティアで働いている。事業高の総合計は約64億ユーロ（約1兆円）。これらは、社会・医療サービスと教育サービスを行う協同組合（A型）と、社会的に不利な立場の人々（注）の社会統合促進のための協同組合（B型）に分けられ、B型では、有償労働者54,000人の55.5%が社会的に不利な立場の人々である。B型の協同組合の事業分野はA型の事業分野以外の分野で、農業、工業、手工業、サービス等である。社会的協同組合の就労者の殆どは組合員として働いている。

（注）社会的に不利な立場の人々：アルコール中毒者、受刑者および元受刑者、身体障害者、精神・感覚障害者、年少者、精神病患者、薬物依存者、その他社会的排除状態の人たち

(2-2) 労働者協同組合

社会的協同組合以外の労働者協同組合の実情は、4つのナショナルセンター（Legacoop、Confcoop、AGCI、UNCI）の発表から見る事ができる。

	組合数 (組合)	事業高 (百万ユーロ)	就労者数 (人)	組合員数 (人)
Legacoop傘下1(2007)(注1)	889	9,895	35,625	24,200
Legacoop傘下2(2007)(注2)		7,614	170,000	124,000
Confcoop傘下(2006)(注3)	4,938	9,274	181,927	258,962
AGCI傘下(2006)(注4)	1,933	1,555	?	69,191
UNCI傘下(2004)(注5)	3,081		56,573	121,755

（注1）Legacoop傘下1：生産および労働の協同組合。建設(57%)、工業(42%)、工業デザイン(1%)。

（注2）Legacoop傘下2：サービスの協同組合。小売業を除く第三次産業。

(注 3) Confcoop 傘下：建設、工業、サービス、第三次、運輸の 5 部門。個人警備、清掃・ビルメン、配食、ポーター、組織サービス、環境・代替エネルギー、IT、工業技術、ビジネスコンサルタント、公共財等の小部門。

(注 4) AGCI 傘下：生産とサービスの労働協同組合。運輸、サービス。

(注 5) UNCI 傘下：生産および労働の協同組合。

3. フランス

(3-1) SCOP (société coopérative de production : 生産協同組合)

CGSCOP<SCOP 連合会>によれば、SCOP は、働く者のために働く者によって設立される SA (株式会社) もしくは SARL (有限会社) の特殊な形態とされる。組合員の権限は出資金の多寡にかかわらず、原則として一人一票 (「外部資本」に特例あり)。その協同組合で働く労働者は資本の 51%以上、表決権の 65%以上を保有する。組合員はもちろんのこと、理事長 (社長) も報酬を受けていれば労働者 (いわゆる賃金労働者) として扱われ、失業手当受給の資格がある (CGSCOP「SCOP 設立ガイド 2006」より)。

事業規模

	組合数	有給労働者 (人)	組合員率	事業高 (百万ユーロ)	1 組合あたり 労働者数
2001 年	1,514	31,887	60%	2,452	21 人
2007 年	1,827	37,862	58%	3,500	21 人

2001 年の事業分野別有給労働者構成比

建設	書籍	金属 工業	木材 硝子	食農 園芸	繊維 革	知的 サービス	現物 サービス	其他	合計
34%	6%	17%	3%	3%	1%	15%	18%	3%	100%

(31,887 人)

(出典：CG SCOP<生産協同組合総連合会>)

(3-2) SCIC (Société Coopérative d'Intérêt Collectif : コミュニティ利益協同組合)

イタリアの社会的協同組合を参考にして 2001 年の協同組合法改正で制度化。組合員制度が従事組合員、ボランティア組合員、利用組合員、経済的その他の方法で寄与する私的・公的団体組合員というマルチ・ステークホルダー型協同組合が特徴。

2008 年 1 月現在、公認された (登記済み) 組合数は 107 組合。事業分野は多い順から、環境 (20)、文化 (11)、起業支援 (11)、商業 (9)、エネルギー (8)、建設 (5)、職業訓練 (5)、修復 (5)、障害者等対人サービス (5)、宿泊施設 (5)、農業 (4)、不動産 (4)、情報サービス (4)、社会福祉 (4)、教育 (3)、健康 (3)、スポーツ (3)、カーシェアリング (2)、通信報道 (2)、地域開発 (2)、木材 (2)、金融 (2)、旅行 (2)、写真代理店 (1)。<3 分野運営 2 組合、2 分野運営 12 組合、未集計 1 組合>

4. イギリス

イギリス協同組合連合会 (Co-operativesUK) は 2003 年 1 月に、生協の連合会と ICOM (産業共同所有運動 : <労働者協同組合連合会>) の合併によって発足。同連合会の 2005 年 12 月発表によれば、およそ 390 (連合会会員 157、非会員 233、組織率 40%) の労働者協同組合があり、内、92 組合が 2003 年 1 月 (新連合会発足) 以降スタートしたものである。

157の連合会会員のデータでは、総事業高は9,800万ポンド（約200億円）、組合員は1,526人、就労者1,258人（フルタイム換算）、出資金1,674万ポンド。1組合あたり平均8人の就労者、3分の2以上の組合が年商50万ポンド（約1億円）未満という小規模事業である。「一つの協同組合は一つの事業活動」を基礎にしている（「協同の発見」89号）。

労働者協同組合の事業は様々な分野に及んでいる。先の「労働者協同組合統計2004-第2版」の会員リストからは、女性起業支援、保育、高齢者・障害者ケア、クリーニング、IT、建築、食品加工、卸売業、編集・出版、環境保護等々が見て取れる。

5. スペイン

(5-1) CTA (Cooperativa de Trabajo Asociado : 協同労働の協同組合)

スペインでは協同組合は全部で25,555組合あり、内18,250組合（71.4%）がCTAと圧倒的に多く、協同組合の就労者数においても77.1%をCTAが占める。CTA労働者は269,000人（従事組合員90.2%+雇用労働者<非組合員>9.8%）である。協同組合で働く労働者はスペイン全労働者の1.51%に相当する（以上COCETA2006年次報告による）。

(5-2) CTA de Iniciativa Social (社会起業の協同労働協同組合)

上記の1分野。2000年段階で、800の組合、45,000人の就労者である。（その後の新データなし）

(5-3) SAL (労働者株式会社)

協同組合制度とは別に、労働者が自社株式の過半数を保有し、「非社員労働者」比率の制限をすることにより、税制優遇など一定の保護を受けることのできる労働者企業制度。「労働者株式会社法」は、企業倒産の結果雇用が失われる事態に対し、この制度を通じてその労働者自らが雇用を創出するという方法を適用する法律として、1986年4月に発足した。

労働者企業は2007年に20,000会社（23,000労働センター<事業所>）、就労者130,000人、事業高110億ユーロの規模である（Confesal 2008.3号）。これはこの10年間に会社数で4倍、就労者数で3倍に拡大したことを示している。労働センターの事業分野は、農業が1.3%、工業が18.1%、建設24.2%、サービス56.4%となっている。

以上

社会的協同組合の世界基準

最終版

(仮訳)

主に 1970 年代から、満たされていないニーズに応える新しい種類の協同組合が、主に社会的サービスの提供と労働統合の分野で、世界的に現れている。いくつかの国では、これらの新しい種類の協同組合は、「社会的協同組合」、「社会連帯協同組合」、「社会主導協同組合」、「連帯協同組合」、「集团的利益協同社会」などの異なる名称で、法的地位を次第に確立しており、協同組合運動の中で、この新しい現象の重要性を強調している。

「産業・熟練工業・サービス・社会的協同組合及び労働者協同組合」を代表する国際組織として、CICOPA は、会員と 2 年にわたる諮問プロセスを組織し、この種の協同組合に関する共通概念を作成した。社会的協同組合の世界基準は、このプロセスの結果であり、2009 年 11 月ジュネーブで開かれた CICOPA 総会で承認された。

1. 協同組合運動の中で新たに現れた社会的協同組合

社会的協同組合は、我々の時代に新たに現れたニーズに応えるため、協同組合運動がとった主要な対応策の一つである。社会的協同組合は、国際的に合意された協同組合の定義、価値、原則に基づき、独自性を保有している。

- 国や地域の背景が異なるため、協同組合運動の中での社会的協同組合の分類は国により異なる。
- そのような違いがあるにも関わらず、社会的協同組合は基本的に、協同組合のアイデンティティに関する ICA 声明（1995 年マンチェスター）と協同組合振興に関する ILO193 号勧告（2002 年ジュネーブ）に記されている定義、価値、運営原則など、協同組合モデルの合意された基準全てを共有している。同時に、社会的協同組合は、独自性を持っている。

2. 主な特徴

2.1. 明確な公益の使命

社会的協同組合の最大の独自性は、公益の使命を第1の目的として明確に定義し、公益の製品やサービスの生産の中で直接的にこの使命を果たしているところである。多くの社会的協同組合の重要な使命である労働統合活動は、社会的協同組合が生産する製品又はサービスの種類に関わらず、あらゆる意図や目的において、公益サービスとして捉えられるべきである。

- 協同組合運動の起源から、及び前述の国際的に合意された基準に従い、協同組合は一般的に、人々の共有のニーズや願望に基づき運営しているため、協同組合の種類に関わらず、本質的に社会的側面を持っている。さらに、協同組合第7原則は、明確に協同組合の地域への関わりについて言及している。
- しかし、第一の目的としての公益の使命は、社会的協同組合の最も重要な特徴である。公益の概念は、与えられた領域又は地域、その領域又は地域で生活している全市民を含める範囲における人間の基本的ニーズと関係している。社会的協同組合は、公共セクターが行っていない又は網羅していない公益活動を担うことが多い。
- 社会的協同組合は、公益の製品やサービスの生産を通して、直接的に公益の使命を果たしている。社会的協同組合の公益の使命は、他の目的の役には立たないが、それが社会的協同組合の存在理由である。

2.2 非政府組織としての特徴

協同組合の第4原則（自主・自立）に基づき、社会的協同組合は、非政府組織である。社会的協同組合は、公共セクターや他の組織、受け取る様々な形態や額の公的資金、公的機関とのパートナーシップ協定、国の会員機関代表などから実質的に独立すべきである。

- 全協同組合と同様に、社会的協同組合は、人々の自由な意思に基づく非政府経済組織

である。実施する活動が公的資金により助成されているが、社会的協同組合の活動は公益の特徴を有している。

- 社会的協同組合が、公共団体又は他の組織の単なる道具として利用される場合、自主的及び自立した組織としての社会的協同組合の特徴は危うくなる。
- 社会的協同組合が基本的使命を果たすために定期的な公的助成金に頼る場合、社会的協同組合が公共団体から自主性を保つことは難しい。それゆえ、社会的協同組合は、基本的使命を果たすために定期的な公的助成金に頼ることは避けるべきである。
- 同じように、公共団体からの過度の影響や管理を避けるために、社会的協同組合のガバナンス構造における公共団体は、公共団体が社会的協同組合の会員である場合は常に、協同組合会員の民間組織又は自然人よりも議決力を持つべきではない。

2.3. マルチステークホルダー会員構造

潜在的に又は効果的にマルチステークホルダー会員制に基づくガバナンス構造は、社会的協同組合の重要な特性である。

- 社会的協同組合の公益の使命は、社会的協同組合が、労働者、利用者、地方自治体、異種の法人など、様々なステークホルダーを含む、ということの意味する。
- マルチステークホルダーの会員構造は、異種のステークホルダーが協同組合の組合員となり、共同で民主的に事業を運営管理するガバナンス形式である。このマルチステークホルダーのガバナンス構造は、公益の使命やその効果的な実行のために民主的・参加型の経営を発展させることに革新的に貢献している。

2.4. 従事組合員の実質的な代表

従事組合員は、社会的協同組合のガバナンス構造のあらゆる可能なレベルで代表されるべきである。あらゆるガバナンス構造において、従事組合員の代表率を全投票数の3分の1より高くすべきである。労働統合の社会的協同組合の場合、組合員の少なくとも51%（弱い立場にある労働者とそうでない労働者の合計）が労働者であるべきである。どちらの場合も、労働者の少なくとも51%が組合員であるべきである。さらに、労働者協同組合の世界宣言の全基準が従事組合員に適用されるべきである。

- マルチステークホルダーのガバナンス構造の構成は状況により異なるが、従事組合員は全てのあらゆるガバナンス構造内で十分に代表されるべきである。なぜなら、労働

者はサービス提供者又は労働統合活動の受益者として、社会的協同組合の主要なステークホルダーの一構成員であるからである。

- 従事組合員の実質的な代表は、社会的協同組合の発展のための長所を示している。第一に、従事組合員の代表により、労働者は公益の商品・サービスのデザインや商品により積極的に参加できるようになり、組織的及び技術的革新や労働者の自発性が促される。特に人々へサービスを提供する場合、労働者は直接的なサービス提供者としての重要な役割を果たし、自発性のレベルが質の高いサービスを確実にする重要なポイントとなる。第二に、ガバナンス構造内で代表となることにより、利用者の利益との釣り合いが取れ、利用者の利益が達成される。
- 労働統合タイプの社会的協同組合の場合、弱い立場にある労働者のガバナンス構造への統合は、効果的な統合プロセスを保証する。
- さらに、蓄積された経験によると、事業の経営状況を考慮しながら本当の意味での労働統合を保証するため、またこの種の協同組合の悪用を避けるため、弱い立場にある労働者の率は全労働者の30%~50%にすべきである。

2.5. 剰余金の無配分・配分制限

協同組合は剰余金の一部を組合員の取引に比例して割り戻す（第3原則）。社会的協同組合は、配分制限又は無配分を行う。しかし、第3原則の適用方法は、それぞれの特定の事情に応じて採用されるべきである。

- 協同組合の組合員への剰余金の再配分は、組合員の取引に比例して行われるので、取引額により調整される。
- マルチステークホルダー会員制度を設けている社会的協同組合は、剰余金配分において、組合員ステークホルダーの種類によって異なる種類の取引を設けるべきである。取引の支払い方法（利用者又は第三者による直接支払又は公的制度による全額支払い）に関わらず、社会的協同組合の利用者組合員は、サービスの公益性を考慮し、剰余金再配分から利益を得るより、改善されたサービス又はサービスの割引価格を得ることに関心を持っている可能性がある。
- 社会的協同組合における剰余金の無配分又は配分制限は、公益の使命が第一の目的であることを裏付けている。

3. 公共団体に対する提案

様々なレベルの公共団体は、社会的協同組合への対応として、以下の提案を検討すべきである。

- 1) 組織化や政策設計の過程は、ステークホルダー、特に社会的協同組合、存在するなら代表組織の意見や見解に基づくべきである。
- 2) 公共団体は、公益の使命を果たす事業体としての社会的協同組合の特性を正しく認識するべきである。
- 3) 社会的協同組合に関する新たな法律を導入する場合、公共団体は、その分野のアクターの経験やノウハウに基づく現在の基準を検討すべきである。
- 4) 公益サービス、社会的包摂、地域開発や事業発展の分野で政策を策定する場合、公共団体は社会的協同組合の特性を認識するべきである。

- 社会的協同組合は、公益の使命を果たしているので、主に公共セクターから助成され、公共団体と協同で実施している活動に携わっている可能性がある。
- 上記の提案は、社会的協同組合に対して優遇措置を要求しているのではなく、単に社会的協同組合が公益の使命を十分に果たすことができるようにするためのものである。
- 特に弱い立場にある労働者の統合のための社会的協同組合への政府の支援は、低い労働生産性又は弱い立場にある労働者のケアに伴う追加費用など、公益サービスの公正な補償として理解されるべきである。
- 社会的協同組合は、その分野のアクターであり、政策設計のプロセスにおいて重要なパートナーとして認識されるべきである。